

## 食品ロス削減ネットワーク懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づく施策及びそれに関連する事項について、食品製造業、食品卸売業、小売業・外食産業等の事業者や、消費者、行政など（以下「関係者」という。）多様な主体の取組状況等の成果を検証し、より効果的な手法等を検討することを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成24年10月23日付け人事第2152号）」に基づき、食品ロス削減ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 第1条の目的を達成するため、懇話会では関係者がそれぞれの立場から、食品ロス削減に効果的な取組や、消費者への啓発内容などの情報共有や意見交換を行う。

### (組織)

第3条 懇話会は、8名以内で組織する。

2 懇話会は食品製造業者、食品卸売業者、小売業者、外食事業者、有識者、消費者団体、行政で構成する。なお、必要に応じて構成員以外の者をオブザーバーとして招くことができる。

### (運営方法)

第4条 懇話会の会議は大阪府が招集し開催する。

- 2 懇話会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
- 3 構成員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理人が出席することができる。
- 4 会議終了後、開催概要をホームページで公表する。

(分科会)

第5条 懇話会の取組を円滑かつ効率的に推進するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は各分野の具体的な取組について、意見交換、検討を行い、会員相互の協力の下でそれを実行する。
- 3 分科会は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めること。また、必要に応じて会員以外の者を出席させることができる。
- 4 分科会は、その取組状況を構成員に報告する。

(守秘義務)

第6条 懇話会の構成員は、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(設置期間)

第7条 懇話会の設置期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、期間の延長は妨げない。

(謝礼等)

第8条 学識経験者等に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(事務局)

第9条 懇話会の事務局を大阪府環境農林水産部流通対策室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別途定める。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 11 月 17 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。